

会議録

会議の名称	第33回 西東京市都市計画審議会
開催日時	平成23年2月21日（月曜日）午前10時から正午まで
開催場所	田無庁舎 庁議室
出席者	委員：大友委員、大西委員、鬼木委員、柏木委員、小西委員、小峰委員、佐々木委員、塩月委員、浜中委員、比留間委員、藤岡委員、古川委員、宮崎委員、森委員 西東京市：坂口市長、坂口都市整備部長、（都市計画課）東原都市計画課長、大野主査、飯田主査、長塚主査、並木主事
議題	1 東京大学西東京キャンパス（仮）整備計画住民説明会の実施報告について（報告事項）
会議資料の名称	資料：東京大学西東京キャンパス（仮）整備計画住民説明会の実施報告について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>傍聴希望者入場（傍聴者10名）</p> <p>○坂口部長： 開会の挨拶</p> <p>○坂口市長： 挨拶</p> <p>○坂口市長： 委嘱状の交付（新委員）</p> <p>○新委員： 就任挨拶</p> <p>○坂口部長： ここで市長は公務のため退席させていただきます。</p> <p>（市長退席）</p> <p>○坂口部長： 議事内容の確認</p> <p>○坂口部長： 会議資料の確認</p>	

○大西会長：

（開会宣言）

本日は藤崎委員が欠席であるが、西東京市都市計画審議会条例に規定する定足数を満たしていることを報告する。

本日は従来どおりの手続きに基づき、傍聴および会議録の公開について各委員に意見を諮る。（全会一致で傍聴および会議録を公開とする。）

○大西会長：

会長職務代理の職については、平成23年1月20日の市議会議員の任期をもって、これまで会長職務代理であった佐々木委員が当審議会委員を退任された形になっており、同時に当審議会の会長職務代理の職についても解かれている。このため、改めて会長職務代理の取り扱いについて提案させていただく。

会長職務代理については、「西東京市都市計画審議会条例」5条3項の規定により、会長が審議会委員の中から予め指名することになっている。

○大西会長：

この条例の規定に基づき佐々木委員を会長職務代理に指名させていただきたいと考えるがいかがか。

（委員全員 異議なし）

○大西会長：

それでは、佐々木委員に会長職務代理をお願いすることといたします。

○佐々木委員：

会長職務代理就任挨拶

○大西会長：

それでは、次第に沿って議事を進める。本日が報告事項として「東京大学西東京キャンパス（仮）整備計画住民説明会の実施報告について」が議事となっている。事務局の説明を求める。

○東原課長：

「東京大学西東京キャンパス（仮）整備計画住民説明会の実施報告について」当日の説明概要について報告。

○大野主査：

説明会における「質疑応答内容」について報告。

○大西会長：

それでは、これから質疑に入る。事務局からの報告に対し、意見、質問があれば発言願いたい。

○大西会長：

説明会当日の質疑応答の中で、自然環境保全審議会と自然環境審議会という表現があったが、これは同じものか。また、何に基づく審議会なのか。

○大野主査：

東京都自然環境保全審議会が正式な名称であり、標記が統一されていないことをお詫びする。

○大西会長：

どういう根拠で何を審議する組織なのか把握しているか。東大の整備の中で何がこの審議会で審議すべき内容なのか。東大の答弁に係ることなので市が現時点でどこまで把握しているかわからないが、把握しているようであれば確認したい。

○東原課長：

自然環境をどの様に保全していくか、また、猛禽類の調査などが主な内容と聞いている。

○宮崎委員：

3万平方メートル以上の自然地の改変の場合にはこの審議会の審議の対象になり緑地の保全等について審議されるものと認識している。

○大西会長：

東京都自然環境保全審議会については、一定の目的をもって審議対象を決めて審議することになっているということであるので、事務局で整理をしてほしい。

○塩月委員：

売却地AからFまでの面積はどのくらいあるのか。

○東原課長：

A敷地約17,000平方メートル、B敷地約3,000平方メートル、C敷地約8,000平方メートル、D敷地約8,000平方メートル、E敷地約2,500平方メートル、F敷地約2,000平方メートルである。

○塩月委員：

東大農場全体に占める割合はどのくらいなのか。

○東原課長：

全体敷地が約32ヘクタールであるため、全体に占める割合は約13パーセントである。

○大西会長：

32ヘクタールには、都市計画道路用地も含まれるのか。

○東原課長：

含まれている。

○鬼木委員：

これまで、東大が整備計画案を策定するにあたり、色々と論議があったと思うが、市の立場から解決すべき重要課題を3項目挙げるとしたら何か。

○東原課長：

- ・都市計画マスタープラン上の位置付けとの整合を図りながらまちづくりを進めるための東大の協力
- ・東大農場周辺住民意見をどの様にキャンパス整備計画に反映させるか。
- ・キャンパス整備計画と並行して検討を進める地区計画への市民意見の反映の3項目が重要課題と考えている。

○宮崎委員：

地区計画は東大の敷地だけに掛ける予定なのか。

○東原課長：

地区計画については、東大の敷地だけを想定しているものではない。具体的な地区計画の区域については、平成23年度以降に東大や地域の方の意見を入れながら検討する予定である。

○宮崎委員：

地区計画の区域は東大農場の敷地より広域になるということか。

○東原課長：

そのとおりである。

○宮崎委員：

東大のキャンパス整備計画により土地利用が変わるために地区計画の検討が必要になったのか。

○東原課長：

地区計画を検討する要件としては、ある程度の面積の区域で、大規模なマンションが建設される場合や、大規模な土地取引が行われるなどの行為がある場合には、地区計画による土地利用の誘導が必要と考えている。このため、東大のキャンパス整備計画が無ければ、都市計画マスタープランとの整合も計られており、地区計画の検討は必要なかったと考える。

○古川委員：

質疑応答の中で東大が平成25年からの整備を目指しており、整備には用途地域の変更が必要との説明もあった。一方、地区計画については、平成23年度以降に検討を進めるとのことだが、用途地域の変更を考えると、キャンパス整備のスケジュールと地区計画の策定のスケジュールが合わないといけないのではないか。

○東原課長：

平成25年度からのキャンパス整備というのは、現時点における東大側の計画上の希望と市は考えている。地区計画を策定する場合には、様々な手続き、調整が必要なため、平成23年度中に策定することは難しいと考えており、今後東大側と調整を行う必要がある。

○宮崎委員：

東大は平成23年度に東京都自然環境保全審議会に掛け、その結果が示される時期を考え平成25年度の整備を想定していると聞いている。あくまでも東大側の見解とのことである。

○大西会長：

古川委員の質問の中で用途地域の変更も必要になるのではないかと発言があったが、これについてはどのように考えているのか。

○東原課長：

資料の「東京大学西東京キャンパス（仮称）整備計画イメージ図」の1のエリアで、総合研究・実験棟という建物を計画している。現在、このエリアは学校等の施設を建てるのが難しい第1種低層住居専用地域という用途地域になっている。このため、この研究施設を建築するためには、用途地域の変更が必要になる。

○大西会長：

用途地域の変更は地区計画の手続きとは別の手続きということで良いか。

○東原課長：

用途地域の決定は東京都決定で、地区計画とは別の手続きになる。ただし、手続き的には、並行して進め、地区計画の決定は市、用途地域の変更は都で同時に決定することになる。

○佐々木委員：

3点お聞きする。1点目、キャンパス整備計画については、6項目のコンセプトがあるとの説明があったが、それを資料としてもらうことはできないか。

2点目、質疑応答の中で「西東京の土地を売ってほしくない」との意見が出ているが、どういう意味なのか。

3点目、整備スケジュールに関しては、西東京市内で行われる計画であるため、市が積極的に関与すべき内容と考えるが、東大のキャンパス整備と東京都が整備する西東京都市計画道路3・4・9号保谷東村山線（以下「西3・4・9号線」）が、都市計画上どのような関係で整備されるべきか市の見解を伺いたい。

○東原課長：

1点目のご要望の資料については、当日資料として配布されず、スライドを使い口頭による説明だけであったため、本日は資料としては用意していない。東大側に本審議会

に資料として提出できないか照会をかけさせていただく。

2点目の「西東京の土地を売ってほしくない」というのは、質問者の思いであると考えるが、東大の整備のために、西東京市内にある貴重な緑地を売ってほしくないということではないかと推測する。

3点目の西3・4・9号線については、災害時の緊急道路にできるのではないかと考えている。東大農場は緊急避難場所に指定されているため、アクセスもしやすくなると思われる。

○佐々木委員：

1点目のキャンパス整備のコンセプトについては、今後キャンパス整備の検討を進めるにあたり、内容が変わっていった場合に立ち返るものがないといけないので、資料として残すべきと考えている。議事録にも残るかもしれないが、東大側にも資料として出せるか確認してもらいたい。

2点目については、資料だけ見ると西東京市が持っている土地と勘違いしてしまうので、東大の土地であることが解るよう、もう少し明確にしておいたほうが良いのではないかと。

3点目については、西3・4・9号線については、議会でも話題になっており、地区計画を進めるうえでも、課題になってくるのではないかと考えている。このため、市の姿勢を明確に示していかないと、地区計画がまとまらないと思うので今後、東京都、東大と連携を取りながら進めてほしい。

○大西会長：

2点目の「西東京の土地を売ってほしくない」については「西東京にある土地を売ってほしくない」に資料を修正すればわかりやすくなると思うので、事務局は資料の修正を検討してほしい。

○塩月委員：

今後、地区計画の検討を進めるにあたっては、西3・4・9号線のことを外して考えることはできない。恐らく地区計画の検討と併せて検討しないと地区計画はまとまらなると考えるので、その辺りを明確にして整理してほしい。

○大西会長：

E、F敷地の処分にあたっては、西3・4・9号線の整備に併せ用途地域を変更するなどの影響から関連があるのではないかとと思うが、如何か。

○東原課長：

売却予定のE、F敷地について、西3・4・9号線の整備に影響して用途地域を変更することは現時点では東大も考えていないようである。現在の用途地域の状態で売却できれば良いと考えていると聞いている。ただし、総合研究・実験棟建築敷地については、現在の用途では学校施設の建築が難しいため、計画どおりの施設を建設するためには、西3・4・9号線整備の有無に係らず用途変更は必要になる。このため、用途地域の変更と同時に決定する地区計画については、西3・4・9号線の整備とは直接的に連動するものではないと考えている。

○佐々木委員：

キャンパス整備計画については、西3・4・9号線の整備を想定して描かれており、地区計画はこのキャンパス整備計画を考慮して策定するものであるため、西3・4・9号線整備が連動しないということはないのではないかと。それぞれの関係性を再度整理してほしい。

○東原課長：

わかりました。

○藤岡委員：

質疑応答の内容を見ると道路整備に関する質疑が活発に行われていたことがわかる。また、東大農場そのものが市のシンボルでもあり、緑の保全という観点からも重要なフィールドになっている。だからこそ西3・4・9号線整備については、市民の意見を反映させたものにしなければならないというのが質問の趣旨であろう。

当日の質疑応答の中にもあったように、情報の相互通行が重要で市民、東大、市の三者協議の場を設けてほしいという意見があり、それに対して東大は、市民と意見交換をしていきたいと回答している。この意見交換というのは、東大側に確認しなければわからないかもしれないが、具体的にどの様なことを想定しているのか。また、西3・4・9号線については、第三次事業化計画の優先整備路線に指定されているが、東京都は来年度予算を見込んでいるのか。

○東原課長：

意見交換をどの様に実施するかについては、現時点では把握していない。また、説明会の中でも市から回答しているが、地区計画の策定に関しては、地区計画を定める区域内の権利者の方の意見をお聞きしながら案を作成することになる。

東京都の来年度の西3・4・9号線関連の予算案については、確認できていない。

○藤岡委員：

三者協議は地区計画にはそぐわないとのことだが、地区計画は東大の西東京キャンパス整備計画と大きく関連するものであり、西東京市における東大農場のあり方については、多くの市民が関心を持つものであるため、広く市民の意見を汲み取っていくことは必要と考える。また、東京都の予算案については、早急に確認願いたい。

○大西会長：

地区計画には提案制度もあると思うが、東大農場の周辺地区で今後検討を進める地区計画については、地区計画の提案制度を利用するのか。

○東原課長：

これまでの協議の中ではその様な話は出ていない。

○大西会長：

用途地域の変更、地区計画の決定については、都市計画法でその手続きの方法が定め

られており、その中で、どの範囲まで意見聴取をするのかも定められているので、市で整理願いたい。また、東京都の西3・4・9号線関連予算についても調査のうえ報告すること。

○塩月委員：

西3・4・9号線については、東久留米市側は完成しているため、この都市計画道路が西東京市としてどうあるべきかについては、早急に整理願いたい。

○坂口部長：

東大農場を通る西3・4・9号線の市の考え方については、東京都に対し文書にて早期整備を要望し、明らかになっているところである。この要望については、今後も変わることはない。また、東京大学も同時期に早期整備の要望を行っている。

○大友委員：

東原課長が口頭で説明されたキャンパス再編整備の経緯や整備計画のコンセプト、整備計画の内容についても質疑応答と同じように、資料として文書で示していただきかった。

また、説明会当日は、周辺道路の整備について、スライドを使って説明があった。その中で、どの辺りに道路を整備するかも詳細に示し公表していたのでそちらについても、資料として当審議会に出していただき、議論出来る様にしてほしい。

今後、地区計画の策定に入る前に、当審議会でも西東京キャンパス整備計画について、議論する機会があるのか。

また、一定程度の土地の売却について理解してほしいという東大側からの話はあったが、西3・4・9号線の件に関しては東京都と西東京市の問題であり、東大が意見を述べるところではないと答えていた。坂口部長から西3・4・9号線の早期整備の要望については、今後も変わることは無いとの説明があったが、この都市計画道路の賛否については、市民の中でも大きく割れるところであるため、是非、意見を聞く機会を設けてほしい。

また、藤岡委員からも確認の要望があったが、西3・4・9号線関連の東京都予算について、どの箇所に対する用地買収の予算なのか早急に確認してできるだけ早い時期に当審議会でも説明願いたい。

質疑応答3の中で、当日の説明会で、東大が情報の発信に努めていきたいという回答があったように記憶している。東大はどの様に説明会について、情報を発信していくのか、また、西東京市は本審議会での報告を含め、どの様に情報を発信していくのか伺いたい。

○大西会長：

市は、周辺道路の整備計画に関する説明資料を出すよう、東大に要望したのか。

○東原課長：

要望していない。

○東原課長：

周辺道路の整備計画については、資料として当審議会に提出することについて東大に照会を掛けさせていただく。また、本審議会で地区計画の策定の前にキャンパス整備計画について議論ができるかについては、今後の状況を鑑み、議論していただく機会を設けられると考えている。

西3・4・9号線の予算については、内容が確認でき次第ご報告したい。

○東原課長：

東大の情報発信の方法については、現時点では確認しておりません。また、市の情報発信方法ということだが、キャンパス整備計画については、あくまでも東大の計画であり、東大が発信すべき内容を市が重複して発信することは考えていない。市が情報発信するのは、用途地域と地区計画に関する内容になる。時期については、具体的に地区計画の検討を開始する平成23年度以降になる。

○大西会長：

2月10日の説明会については、市も参加し、メモを取りその内容を本日報告されたと思う。市側のメモということであれば、東大がその内容を確認したものではないということになるが、メモの内容を資料として提出することはできるか。

○佐々木委員：

説明会当日使用したスライドについては、本審議会に資料として出せるかについては、東大に確認する必要はあると思うが、説明会にあたり、東大と市の打合せの中で確認はしているであろうから、市は資料として持っているのではないのか。

○大西会長：

委員からの要望は出来るだけ東大側の考えを正確に把握するために、スライドで使用した資料を出せるのであれば本審議会委員に提供してほしいということである。また、当日の質疑応答以外の説明の趣旨について、メモがあればそれを資料として提供してほしいということである。

○宮崎委員：

市側のメモの提供という要望があるが、東大側の確認が無いものであると、後々東大側がその内容を否定することも考えられるため、共通認識を持った資料として東大の確認を取ったうえで提供していただきたい。

○大西会長：

市側が作成したものなので、正式な議事録とはならないであろうが、追加資料として当日の説明内容をまとめたものを資料として本審議会に提出して良いか東大に確認し、確認が取れた段階で追加資料として提出してほしい。

○東原課長：

わかりました。

○大友委員：

これまでの質疑の中で地区計画の検討に際しては地区計画を掛ける地区内の権利者の意見が優先されるとの説明があった。東大の周辺権利者の意見を配慮することは当然必要ではあるが、本日の都市計画審議会に多数の傍聴者が居ることも考えれば、本件については市民の方に大変関心のある問題であることは間違いないため、地区計画の策定前に市民がどのような意見を持っているかを聞く機会をぜひ設けていただきたい。

○大西会長：

東大が土地利用の変更を行おうとするためには、東京都自然環境保全審議会の審議を経る必要があり、用途地域の変更も行わなければならない。また、市としては地区計画を定めなければならない。という3つのハードルがある。このハードルを越えないと土地利用の変更ができないということである。市は用途地域の変更に関しては、東京都から意見を求められるため、審議会に諮ることになる。また、地区計画に関しては、市決定の都市計画であるため、こちらも都市計画審議会に諮ることになる。その際に、市民の方にどのような手続きで意見を伺うのかということは重要なため、都市計画法の公聴会等の手続きについて整理願いたい。

○森委員：

会長からも東大のキャンパス整備計画を行うには、いくつかのハードルがあるとの話があったが、これらのハードルをどの順序で越えていくのかがわからない。西東京キャンパスの整備計画を進めるにあたり、用途地域の変更は東大農場の区域だけではなく、周辺整備に関連した区域も検討しなければならない。用途地域の変更のためには地区計画を掛けなければならない。地区計画を検討するうえでは西3・4・9号線をどのように考えるかということが課題になる。西3・4・9号線の整備については、東京都自然環境保全審議会との関連がある。東大は西3・4・9号線の整備とは関係なくキャンパス整備計画を進めていくと説明している。もしも、西3・4・9号線の整備を想定しないキャンパス整備計画を東大が東京都自然環境保全審議会に諮るとすると、西東京市が地区計画を策定する際には、当然、西3・4・9号線の整備をどのように位置づけるのかということが課題となり、またその時点で東京都自然環境保全審議会との関係が出てくる。そうなる、どこからどのように検討を進めて行けば良いのかがわからない。どのような順序で進めて行けば地区計画にたどりつくのか。それぞれのタイムスケジュールを市としてどのように抑えているのかを整理して地区計画の手続きまでを明確にしてほしい。仮に東京都が西3・4・9号線の整備を先行して進めるとしても、猛禽類の関係等があることを考えると、東京都自然環境保全審議会に審議を委ねざるをえないという側面がある。これまでの説明を聞いただけでは、八方塞がりですどこから整理しようとしているのかが見えない。

また、質疑応答にあった「西東京の土地を売らないでほしい」ということについては、国有地であった土地が独立行政法人となった東大に譲与されたものであるため、もともとは国民の財産であった土地を、東大のためだけに処分していいのかという話が前からある。今回は、キャンパス整備計画のための費用を捻出するために一部の土地を処分するということだが、場合によっては、将来、研究費用が不足しているから、土地を処分するということも考えられる。この問題についても、市としてどのように考えているのか聞きたい。

○東原課長：

西東京キャンパス整備計画、西3・4・9号線の整備に影響するものが、東京都自然環境保全審議会における審議である。それぞれの計画、整備に対する、東京都自然環境保全審議会における審議結果が明確になった内容に基づいて地区計画を検討しないと、手戻りになる可能性がある。このため、地区計画については、この審議結果を踏まえて検討を進めていくことになると考えている。このため、東京都自然環境保全審議会の審議結果が示される前に地区計画を決定することはない。

また、質疑応答にあった「西東京の土地を売らないでほしい」ということについては、もともと国有地であった土地を東大の都合だけで処分することはやめてほしいという考え方もわかるが、東大側の事情を考えると一定程度の土地処分については、やむを得ないのではないかと考えている。

○大西会長：

土地処分等については、法律で運用の範囲が定められていると思う。これは直接市が関係するものではないが、市としても一定程度把握しておく必要はあるのではないかと。

○森委員：

東京都自然環境保全審議会への申請は、誰がどの内容を行うのか。また、土地の売却の件は西東京市が関与するものではないということはわかるが、国民的な議論があり、土地の売却については、ハードルが高いという認識を持っていただきたい。

○大西会長：

今、森委員から指摘のあった、東京都自然環境保全審議会に係る手続きについては、先程も市で整理するよう指示したとおり、後日、本審議会に情報提供すること。

○宮崎委員：

東原課長から説明があった、東大が西東京キャンパス計画について、東京都自然環境保全審議会に諮り、その審議結果を踏まえた上で地区計画の策定を行うということも含め、全体のスケジュールについて、市民にわかり易いよう説明をお願いしたい。

○東原課長：

環境に関する部分については、東大が調査を行っており、その調査結果に基づき東京都自然環境保全審議会に申請をすると聞いている。その後の審議結果で問題が整理されれば、キャンパス整備計画自体が自然環境に配慮されたものということになる。その後、キャンパス整備計画に基づき地区計画を策定していくことになると考えている。

○宮崎委員：

そうすると、東大の説明のとおり、平成25年くらいにならないと、キャンパス整備計画の全体像は確定しないということになるのか。

○東原課長：

市としてもそのくらいのスケジュールになるのではないかと考えている。

○大西会長：

東京都自然環境保全審議会に係る手続きを市に整理してもらうことにより、ある程度段取りが見えてくるのではないかと思う。用途地域の変更を想定した地区計画ということになれば、東京都の都市計画審議会においても東京都自然環境保全審議会の審議をクリアしたものでないと用途地域の変更は決定されないであろうし、地区計画に関しては、当然当審議会に諮られることになり、東京都自然環境保全審議会の審議を経ていることが決定の際の前提条件となる。このあたりについても整理いただき、委員が共通認識を持てるようにしていただきたい。

○大友委員：

これまで、東大と西東京市の協議の窓口は企画政策課であったと認識しているが、今後は都市計画課で一本化されるということで良いのか。

○東原課長：

現時点での調整窓口は企画政策課となっている。

○大西会長：

本件については、当審議会においてもかなり前から話題になっている。当初東大の農場部分を移転するという計画があったが、その計画が変更になって西東京市に残ることになった。そのことについては、市民の多くは歓迎していると認識しているが、西東京市に残るにあたっては、土地利用の変更が必要であると東大側は考えているとのことである。この土地利用の変更に対して、どう判断をしていくのかという所が本審議会の役割になると思う。

演習林付近に猛禽類が生息していることについて、この土地利用の変更により、どのような影響を受けるのか、キャンパス整備計画が周辺環境にどのような影響を与えるのか、また道路整備に関しては、どのような目的でどの部分に整備していくのか、東大側が想定している売却予定地に関することに対する是非、また売却後の用途についてどう考えていくのかということなどの幾つかのポイントがあり、当審議会では地区計画を検討する際に、重要な要点になる。時期は少し先になる見通しだが、今後、十分議論できるように、事前に資料を整理し、審議会委員に情報提供していただきたい。本日の議論の中で事務局に整理を求めたもの以外に何かあれば、別途事務局に申し出ていただければと思う。

○大西会長：

他に意見・質問が無いようであれば、この件については終了する。次にその他として事務局から何か報告事項等はあるか。

○東原課長：

今後の審議会の日程については、内容や時期が固まり次第ご連絡させていただく。

○大西会長：

以上をもって本日の日程は全て終了した。都市計画審議会条例第8条に規定する議事録については、会議録の作成を事務局に指示する。これをもって第33回都市計画審議会

を閉会する。

以上